

# 知多福祉相談センターのあらまし

令和6年度





# 目 次

## 第1 知多福祉相談センターの概要

1	管内の概要・管内地図 .....	1
2	管内の人口 .....	2
3	知多福祉相談センターの組織及び事務分掌.....	3

## 《地域福祉課》

## 第2 地域福祉課の事業

1	生活保護に関すること	
(1)	生活保護制度 .....	4
(2)	年次別保護状況 .....	4
(3)	町別保護状況 .....	5
(4)	世帯類型別保護状況 .....	5
(5)	生活保護費扶助別支出額 .....	5
2	生活困窮者自立支援に関すること .....	6
3	高齢者福祉(介護保険制度)に関すること	
(1)	介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者) .....	8
(2)	被保険者数 .....	9
(3)	要介護(支援)認定者数 .....	9
(4)	居宅(介護予防)サービス受給者数 .....	10
(5)	地域密着型(介護予防)サービス受給者数 .....	10
(6)	施設サービス受給者数 .....	10

4	障害者福祉に関すること	
(1)	身体障害者手帳の所持状況	11
(2)	療育手帳の所持状況	12
(3)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	12
(4)	愛知県知多障害保健福祉圏域会議	13
(5)	特別障害者手当等の支給状況	14
(6)	在宅重度障害者手当(単県)の支給状況	16
(7)	心身障害者扶養共済制度への加入状況	17
5	民生委員・児童委員に関すること	
(1)	配置状況	18
(2)	民生委員・児童委員活動状況	19
6	児童福祉に関すること	
(1)	子ども会の状況	20
(2)	児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況	20
(3)	放課後児童対策事業の状況	20
(4)	児童扶養手当の支給状況	21
(5)	特別児童扶養手当の支給状況	23
(6)	遺児手当の支給状況	25
7	母子家庭等の福祉に関すること	
(1)	母子家庭等の自立支援事業	27
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況	27
(3)	母子生活支援施設への入所措置	27
(4)	母子家庭等自立支援給付金	28

8	知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること	29
9	女性相談支援センター知多駐在室に関すること	30
10	知多半島圏域保健医療福祉推進会議	32
11	知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況	33
12	知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績	34

## 《児童育成課》

### 第3 児童育成課

1	児童相談センターの業務	35
2	業務系統図	35
3	相談の状況	
(1)	相談の分類	36
(2)	年度別・区分別・地区別受付件数の推移	37
(3)	相談種別・処理別の状況	38
(4)	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施	39
(5)	－1 養護相談	40
(5)	－2 虐待相談	40
(6)	非行相談	43
(7)	障害相談	43



# 第1 知多福祉相談センターの概要

## 1 管内の概要・管内地図

知多福祉相談センターは、知多半島全域の5市5町を所管地域とし、その総人口は620,223人（令和5年10月1日現在）で全県人口の8.3%を占めている。

知多半島は愛知県西部に位置し、名古屋市の南に突き出した半島であり、西は伊勢湾、東は三河湾、南は伊良湖水道を通じて太平洋に面する自然豊かな環境である。

北中部には、名古屋南部及び衣浦西部の両臨海工業地帯があり、本県工業生産に高いウェイトを占め、今後も基幹産業地帯としての発展が期待されている。

また、従前から窯業、繊維、食品（とりわけ醸造）等の産業が盛んであり、南部地域は農漁業が主体だが、同時に恵まれた自然景観を利用した観光、レクリエーション地帯として県民の憩いの場となっている。

この地域の農業は、米、野菜、花き、果樹、畜産（とりわけ酪農）等高い生産性をあげており、漁業生産量は県内の約半分を占めている。

知多地域は、臨海工業地帯、愛知用水、知多半島道路、衣浦海底トンネル、名鉄知多新線等の完成開通により飛躍的発展をしてきた。

さらに港湾、道路交通網の整備、流域下水道事業、農業基盤整備事業、あいち健康の森の整備、第2東名・名神高速道路整備促進等が地域づくりに大きく貢献している。

常滑市の沖合には24時間運用が可能な中部国際空港があり、国際交流、国際物流の空の玄関として愛知県と世界各都市を結んでいる。また、日本初の国際空港直結型の国際会議・展示場である、愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」が整備されている。



## 2 管内の人口

(令和5年10月1日現在)

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年 齢 3 区 分 人 口						
			0 ～ 14 歳		15 ～ 64 歳		65 歳 以上		
			実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	
半田市	49,945	115,713	14,242	12.3	72,196	62.4	29,275	25.3	
常滑市	25,215	58,216	7,930	13.6	35,339	60.7	14,947	25.7	
東海市	49,617	112,528	15,682	13.9	70,885	63.0	25,961	23.1	
大府市	39,146	93,176	13,790	14.8	59,023	63.3	20,363	21.9	
知多市	34,646	82,552	10,086	12.2	48,735	59.0	23,731	28.7	
阿久比町	10,344	28,036	4,626	16.5	15,765	56.2	7,645	27.3	
東浦町	20,094	49,559	6,546	13.2	29,944	60.4	13,069	26.4	
南知多町	6,556	15,486	1,254	8.1	7,927	51.2	6,305	40.7	
美浜町	9,696	21,712	1,986	9.1	12,811	59.0	6,915	31.8	
武豊町	18,565	43,245	5,602	13.0	26,623	61.6	11,020	25.5	
管内	市部	198,569	462,185	61,730	13.4	286,178	61.9	114,277	24.7
	郡部	65,255	158,038	20,014	12.7	93,070	58.9	44,954	28.4
	計	263,824	620,223	81,744	13.2	379,248	61.1	159,231	25.7
愛知県	3,327,701	7,480,897	928,750	12.4	4,628,806	61.9	1,923,341	25.7	

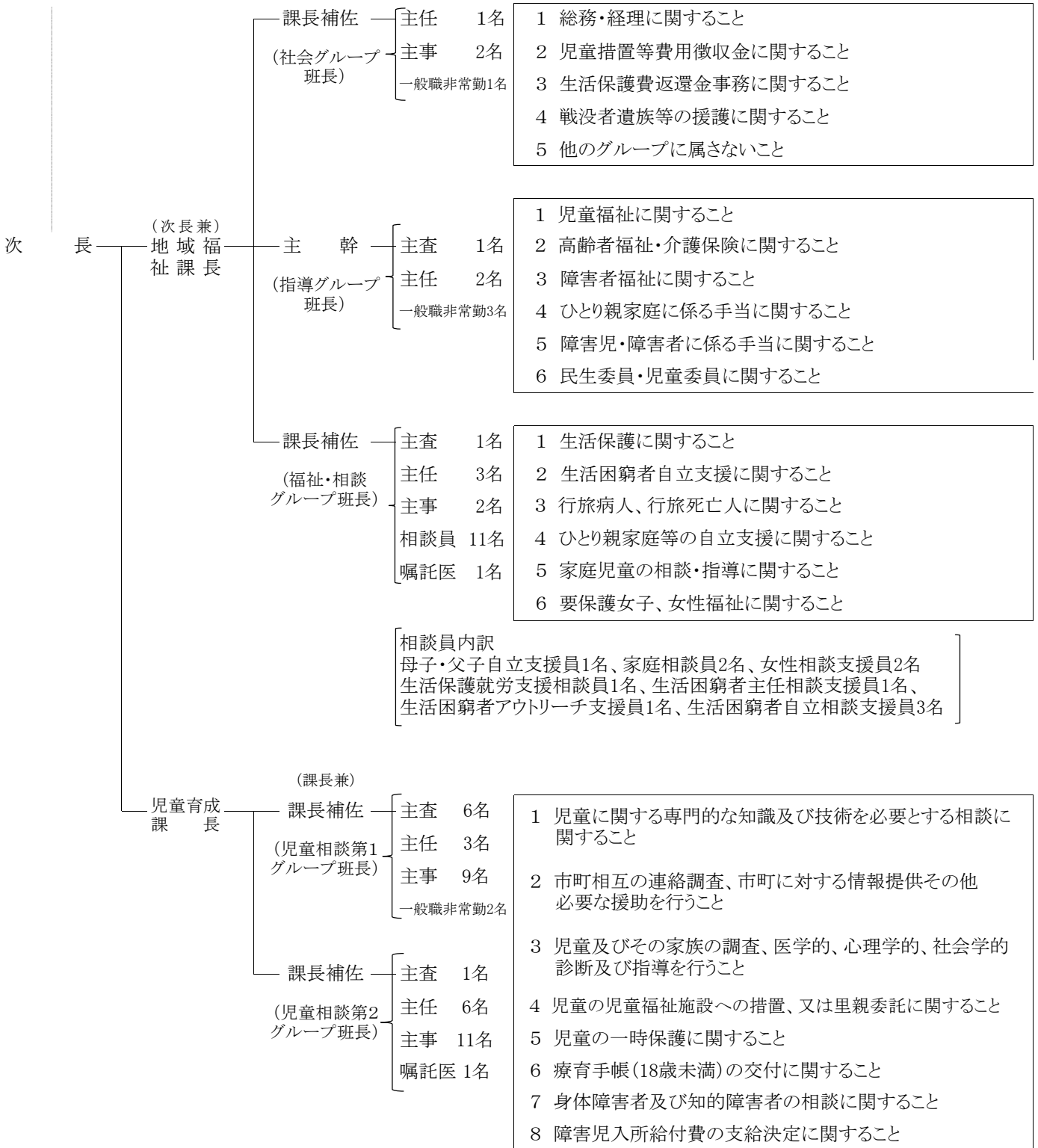
- (注) 1 令和5年10月1日現在のデータ。  
 2 出典: 統計課「愛知県人口動向調査」  
 3 「人口」と「年齢3区分人口の合計」が一致しないのは、年齢不詳があるため。



### 3 知多福祉相談センターの組織及び事務分掌

センター長

(令和6年度)



## 第2 地域福祉課の事業

### 1 生活保護に関すること（所管区域：町）

#### (1) 生活保護制度

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、社会保障の基盤としての役割を果たすもので、生活に困窮するすべての人が健康で文化的な生活が営めるよう、経済的援助を行うとともに、その自立助長を図ることを目的とする。

##### ア 生活保護の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類

##### イ 負担割合

国 3/4 県又は市 1/4

##### ウ 管内の状況

管内における保護率は、平成16年3月までの間は1%台で推移したが、平成16年度途中で2%を超え、平成22年度途中から3%を超えた。その後は3.30%台で推移していたが、平成29年以降微減傾向となり、平成31年～令和2年にかけては2%台まで下がったものの、令和3年3月が3.03%、令和4年3月が3.04%と上昇し、令和6年3月は2.91%となっている。

生活保護受給の主な要因としては、高齢化や傷病、障害に伴う収入や預貯金の減少等と、不安定雇用に起因する失業等が考えられる。

世帯類型別では高齢者世帯が全体の57.3%で、全国平均の55.5%を上回っている。

令和6年3月の管内平均保護率は2.91%であり、町別では、南知多町(4.71%)が高い保護率を示している反面、阿久比町(1.50%)は低い保護率となっている。

#### (2) 年次別保護状況

年月	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	生活扶助人員	医療扶助人員				被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 B/A (%)	医療扶助人員のうち入院人員の占める割合 C/B (%)	
	実数 (世帯)	実数 (人) A		実数 (人)	総数 (人) B	入院(人)					入院外 (人)
						計 C	精神	その他			
23.3	378	504	3.08	436	368	41	31	10	327	73.0	11.1
24.3	394	490	3.00	407	427	92	34	58	335	87.1	21.5
25.3	409	505	3.09	419	420	60	29	31	360	83.2	14.3
26.3	442	537	3.29	425	452	63	28	35	389	84.2	13.9
27.3	438	543	3.32	438	478	69	38	31	409	88.0	14.4
28.3	443	548	3.35	462	500	67	28	39	433	91.2	13.4
29.3	442	537	3.32	459	461	65	33	32	396	85.8	14.1
30.3	399	471	3.13	397	411	50	25	25	361	87.3	12.2
31.3 (2019.3)	413	483	2.93	407	433	45	28	17	388	89.6	10.4
R2.3 (2020.3)	416	468	2.98	379	397	35	19	16	362	84.8	8.8
R3.3 (2021.3)	424	484	3.03	413	397	33	16	17	362	82.0	8.3
R4.3 (2022.3)	429	485	3.04	421	396	37	17	20	359	81.6	9.3
R5.3 (2023.3)	411	458	2.88	391	394	36	17	19	358	86.0	9.1
R6.3 (2024.3)	412	460	2.91	399	403	38	20	18	365	88.0	9.4

(3) 町別保護状況

(平成30年3月31日現在)(単位:世帯、人、%)

区 分	保護を受けている者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医 療 扶 助			生業扶助		保護率
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	入院		世帯	人員	
												入院	入院外			
阿久比町	30	35	24	26	20	22	0	0	7	8	27	4	28	0	0	1.37
東 浦 町	109	127	84	98	85	100	1	1	32	34	98	17	95	3	3	2.66
南知多町	58	63	40	51	27	28	0	0	13	14	53	11	43	0	0	3.29
美 浜 町	81	92	75	84	60	68	1	1	23	23	75	6	76	0	0	4.72
武 豊 町	121	154	109	138	111	139	2	4	25	27	108	12	119	0	0	3.91
合 計	399	471	338	397	303	357	4	6	100	106	361	50	361	3	3	3.13

(4) 世帯類型別保護状況

(平成30年3月31日現在)(単位:世帯)

区 分	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計
阿久比町	18	0	6	4	2	30
東 浦 町	58	1	20	17	13	109
南知多町	42	0	7	9	0	58
美 浜 町	49	1	12	9	10	81
武 豊 町	69	1	15	21	15	121
合 計	236	3	60	60	40	399

(5) 生活保護費扶助別支出額

令和4年度(単位:円、%)

区 分	支 出 額	構成比率	
保 護 費	生活扶助	225,842,523	62.16
	住宅扶助	116,851,000	32.16
	教育扶助	389,765	0.11
	介護扶助	288,061	0.08
	医療扶助	2,198,569	0.61
	出産扶助	0	0.00
	生業扶助	262,290	0.07
	葬祭扶助	2,539,013	0.70
	小 計	348,371,221	95.89
就労自立給付金	152,710	0.04	
進学準備給付金	0	0.00	
保護施設事務費 及び委託事務費	14,781,333	4.07	
合 計	363,305,264	100.00	

<参考>

【保護の基準】

平成30年度の標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。(児童養育加算及び冬季加算を除く。)

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

(単位:円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度伸率
3級地-1	125,180	125,180	125,180	125,180	±0

## 2 生活困窮者自立支援に関すること（所管区域：町）

### (1) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく制度で、平成27年4月1日に施行された。  
 本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、生活保護制度と合わせて重層的なセーフティネットを構築するものである。  
 生活に困窮する人に対して、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことにより、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。生活保護制度の受給を制限するものではなく、生活保護が必要な人には適切につなぐなど、最後のセーフティネットである生活保護制度とは両輪として機能する制度である。

#### ○ 職員体制

主任相談支援員 1名、自立相談支援員 3名、アウトリーチ支援員 1名

### (2) 生活困窮者に対する事業の内容及び実施状況

#### ①生活困窮者自立相談支援事業

##### ㊦必須事業

##### (ア)自立相談支援事業

就労その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、事業利用のための計画作成を行う。

#### ○ 相談件数等

令和5年度

相談件数		うち プラン 作成数	支援メニュー別件数								支援結果	
新規受付	延面接数		住居確保給付金		一時生活 支援 事業	就労準備 支援 事業	家計改善 支援 事業	HW促進 事業	フードバンク 活用 支援 事業	法律 相談 支援	就職	増収
			相談	申請								
157件	2,142件	53件	145件	26件	7件	8件	17件	27件	26件	14件	46件	6件

##### (イ)住居確保給付金

就職に向けた活動を要件に、離職により住居を失った又は失うおそれのある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を有期で支給する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月20日より休業等に伴う収入減少により、離職や廃業には至っていないものの、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、支給が拡大された。

#### ○ 決定件数等

令和5年度

決定世帯数	支給額
32世帯	2,582,500円

##### ①任意事業

##### (ア)就労準備支援事業

生活困窮者の就労意欲喚起のための動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する。

##### (イ)一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所の提供等を行う。本事業は、自立相談支援事業と併せ、本人の状況に応じて就労支援などの自立支援を行い、退去後の生活を検討する。

○ 支援対象者数等		令和5年度
支援対象者	執行額	
7人	836,360円	

**(ウ)家計改善支援事業**

生活困窮者であって、家計収支の均衡がとれていな等、家計に課題を抱える者とともに家計の状況を明らかにし、家計の改善をともに考え、主体的に家計を管理する意欲を高めることにより、生活困窮者の生活が早期に再生されることを目的としている。

**(エ)子どもの学習・生活支援事業**

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子ども(小学生・中学生・高校生)を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的としている。

平成29年度は武豊町で、平成30年度は武豊町に加えて東浦町、南知多町の3町で実施。令和元年度以降は、阿久比町及び美浜町を加え、管内5町全てで実施している。

○ 参加人数					令和5年度
阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	計
8人	12人	5人	7人	10人	42人

**② 認定就労訓練事業**

県内で登録している認定就労訓練事業所と連携し、適切な配慮の下、雇成型・非雇成型の就労機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要訓練を実施する。

**③ アウトリーチ支援員の配置**

2

**ア 目的**

就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対し、個々人の状況に合わせた、より丁寧な支援を行うため、アウトリーチ支援員を配置し、必要な人に支援が届けられるよう相談体制の充実を図る。

**イ 事業内容**

町村プラットフォームを活用した支援ネットワークの連携強化や、地域の関係機関との情報共有の強化を行い、支援の必要な者とのつながりを確保するほか、関係機関への生活困窮者自立支援制度の周知を図る。

また、関係機関から情報提供のあった支援対象者に対してアプローチを行い、信頼関係を築いたうえで同行相談等を実施する。

### 3 高齢者福祉(介護保険制度)に関すること (所管区域：市町等(保険者))

国は、平成25年12月に施行した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとしている。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えるにあたり「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、「第9期愛知県高齢者健康福祉計画」(令和6から8年度まで)において、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、①介護保険サービスの充実、②在宅医療の提供体制の整備、③認知症施策の推進、④介護予防と生きがい対策の推進、⑤生活支援の推進、⑥高齢者の生活環境の整備、⑦人材の確保と資質の向上・介護現場の生産性の向上(業務の改善・効率化と質の向上)、⑧災害や感染症対策に係る体制整備の8つの項目を基本目標に掲げ、地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、具体的な取組を進めることとした。

また、県が作成した医療介護総合確保法に基づく計画に基づき、市町村高齢者健康福祉計画と整合を図りながら、県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、①介護施設等の整備に関する事業、②介護従事者の確保に関する事業等への助成を行うこととしている。

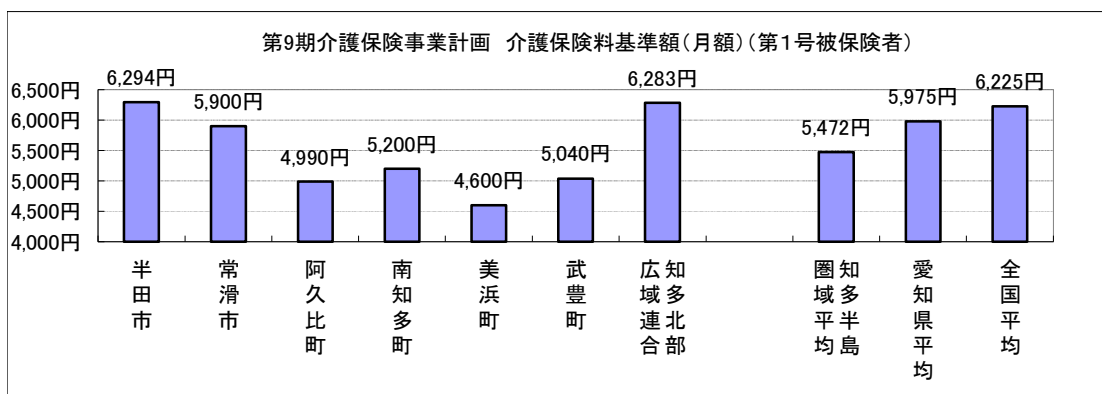
#### (1) 介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者)

市町等名	第9期 介護保険事業計画(A)	第8期 介護保険事業計画(B)	伸び率(A/B)
半田市	6,294円	5,600円	+12.4%
常滑市	5,900円	5,600円	+5.4%
阿久比町	4,990円	4,780円	+4.4%
南知多町	5,200円	5,000円	+4.0%
美浜町	4,600円	5,100円	-9.8%
武豊町	5,040円	4,960円	+1.6%
知多北部 広域連合	6,283円	5,533円	+13.6%
知多半島 圏域平均	5,472円	5,225円	+4.7%
愛知県平均	5,975円	5,732円	+4.2%
全国平均	6,225円	6,014円	+3.5%

※ 第9期介護保険事業計画：令和6～8年度(令和6年度)

第8期介護保険事業計画：令和3～5年度

※ 知多北部広域連合：東海市、大府市、知多市及び東浦町より構成。



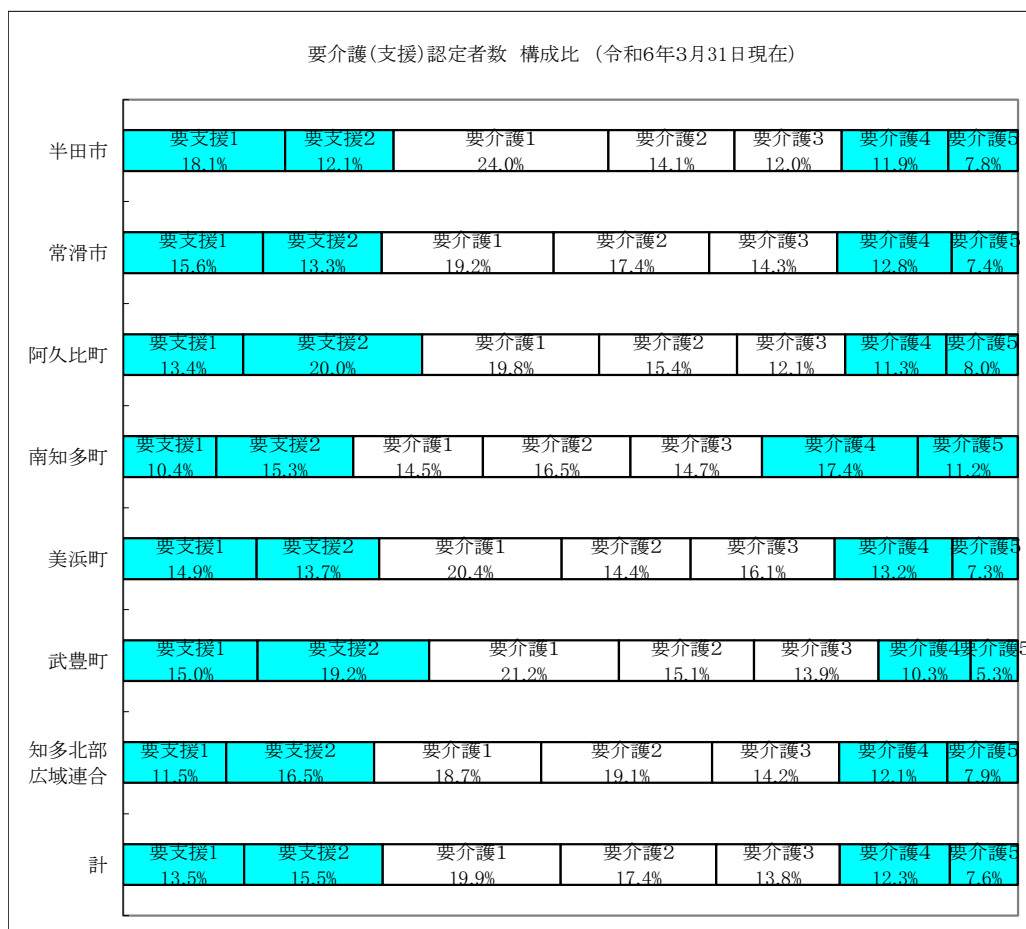
(2) 被保険者数 (令和6年3月31日現在) (単位:人)

市町等名	第1号 被保険者	第2号 被保険者	計
半田市	29,479人	41,022人	70,501人
常滑市	15,193人	19,601人	34,794人
阿久比町	7,510人	9,365人	16,875人
南知多町	6,455人	5,024人	11,479人
美浜町	6,889人	7,141人	14,030人
武豊町	10,959人	14,660人	25,619人
知多北部 広域連合	82,802人	114,442人	197,244人
計	159,287人	211,255人	370,542人

※ 第1号被保険者 : 65歳以上の者  
 第2号被保険者 : 40~64歳までの医療保険加入者(住民基本台帳上の人口で整理)

(3) 要介護(支援)認定者数 (令和6年3月31日現在) (単位:人)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	951人	634人	1,256人	741人	630人	626人	403人	5,241人
常滑市	444人	380人	548人	497人	409人	365人	212人	2,855人
阿久比町	155人	231人	229人	178人	140人	131人	93人	1,157人
南知多町	104人	153人	145人	165人	147人	173人	110人	997人
美浜町	161人	148人	220人	155人	174人	143人	79人	1,080人
武豊町	240人	308人	340人	243人	223人	165人	86人	1,605人
知多北部 広域連合	1,746人	2,512人	2,847人	2,903人	2,158人	1,846人	1,188人	15,200人
計	3,801人	4,366人	5,585人	4,882人	3,881人	3,449人	2,171人	28,135人
構成比	13.5%	15.5%	19.9%	17.4%	13.8%	12.3%	7.6%	100.0%



(4) 居宅(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 令和6年3月分

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	492人	419人	1,045人	627人	427人	349人	207人	3,566人
常滑市	180人	206人	438人	418人	277人	200人	109人	1,828人
阿久比町	94人	169人	187人	155人	100人	73人	41人	819人
南知多町	44人	94人	107人	124人	90人	65人	36人	560人
美浜町	62人	87人	168人	123人	93人	65人	28人	626人
武豊町	143人	206人	282人	201人	121人	75人	33人	1,061人
知多北部広域連合	559人	1,327人	2,146人	2,353人	1,349人	895人	559人	9,188人
計	1,574人	2,508人	4,373人	4,001人	2,457人	1,722人	1,013人	17,648人
構成比	8.9%	14.2%	24.8%	22.7%	13.9%	9.8%	5.7%	100.0%

(5) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

サービス提供月 令和6年3月分

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	8人	6人	296人	153人	115人	79人	44人	701人
常滑市	0人	3人	85人	80人	78人	55人	22人	323人
阿久比町	0人	1人	48人	29人	22人	6人	12人	118人
南知多町	0人	2人	35人	36人	17人	21人	22人	133人
美浜町	0人	0人	8人	4人	15人	7人	1人	35人
武豊町	1人	1人	71人	40人	23人	8人	3人	147人
知多北部広域連合	10人	8人	521人	523人	318人	220人	147人	1,747人
計	19人	21人	1,064人	865人	588人	396人	251人	3,204人
構成比	0.6%	0.7%	33.2%	27.0%	18.4%	12.4%	7.7%	100.0%

(6) 施設サービス受給者数

サービス提供月 令和6年3月分

市町等名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
半田市	424人	314人	0人	738人
常滑市	227人	148人	0人	375人
阿久比町	83人	87人	0人	170人
南知多町	142人	57人	0人	199人
美浜町	131人	72人	0人	203人
武豊町	134人	85人	1人	220人
知多北部広域連合	1,325人	800人	1人	2,126人
計	2,466人	1,563人	2人	4,031人
構成比	61.2%	38.8%	0.0%	100.0%

※ 介護療養型医療施設については、従前において廃止(転換)期限が平成23年度末であったが、改正介護保険法に基づき令和5年度末まで延長されることとなった。



## 4 障害者福祉に関すること

障害者施策は、平成5年12月に施行された「障害者基本法」に掲げられた理念のもと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が与えられる“完全参加と平等”の実現に向けて推進されている。

平成18年4月には、障害のある人の地域における自立した生活を支援する体制を充実するための「障害者自立支援法」が施行された。その後、障害者の範囲拡大、介護給付等のサービス提供の一元化などが盛り込まれ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称を改め、平成25年4月に施行されている。

本県では、障害福祉に関する総合的な計画として策定した「あいち障害者福祉プラン2021-2026」に基づき、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また障害のある子どもの健やかな育成を図るための各種施策を実施している。

また、平成16年に改正された障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する目的で、平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定(平成28年4月施行)されたことを受け、この法律の趣旨を広く周知し、差別の解消を推進することを目的として、平成27年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定し、障害を理由とする差別の解消に向けた体制整備を図るとともに、啓発活動を行っている。

### (1) 身体障害者手帳の所持状況 (所管区域 : 市町)

身体障害者福祉法による身体障害者手帳の所持状況は、次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	身体障害者手帳交付台帳登載数(人)						計(B)	(B)/(A)
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
半田市	115,073	1,121	523	802	745	180	146	3,517	3.06%
常滑市	58,217	461	222	375	394	99	93	1,644	2.82%
東海市	112,245	1,102	486	810	821	215	210	3,644	3.25%
大府市	93,143	687	372	471	522	122	190	2,364	2.54%
知多市	82,209	717	345	526	599	122	118	2,427	2.95%
市計	460,887	4,088	1,948	2,984	3,081	738	757	13,596	2.95%
阿久比町	27,951	246	94	172	181	44	41	778	2.78%
東浦町	49,508	439	238	294	302	77	71	1,421	2.87%
南知多町	15,183	225	112	175	202	46	49	809	5.33%
美浜町	21,500	228	104	185	187	54	29	787	3.66%
武豊町	43,231	407	177	262	275	57	65	1,243	2.88%
町計	157,373	1,545	725	1,088	1,147	278	255	5,038	3.20%
圏域計	618,260	5,633	2,673	4,072	4,228	1,016	1,012	18,634	3.01%

※ 手帳所持の人数については令和6年3月31日現在

**(2) 療育手帳の所持状況（所管区域：市町）**

知的障害児(者)に対して交付する療育手帳の所持状況は、次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	療育手帳所持者数(人)				
		重 度	中 度	軽 度	計 (B)	(B)/(A)
半田市	115,073	397	328	442	1,167	1.01%
常滑市	58,217	175	127	184	486	0.83%
東海市	112,245	386	295	458	1,139	1.01%
大府市	93,143	264	205	329	798	0.86%
知多市	82,209	250	154	232	636	0.77%
市計	460,887	1,472	1,109	1,645	4,226	0.92%
阿久比町	27,951	82	62	94	238	0.85%
東浦町	49,508	178	122	178	478	0.97%
南知多町	15,183	54	32	36	122	0.80%
美浜町	21,500	70	47	76	193	0.90%
武豊町	43,231	140	104	145	389	0.90%
町計	157,373	524	367	529	1,420	0.90%
圏域計	618,260	1,996	1,476	2,174	5,646	0.91%

**(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況（所管区域：市町）**

精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の所持状況は、次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)				
		1 級	2 級	3 級	計 (B)	(B)/(A)
半田市	115,073	174	981	319	1,474	1.28%
常滑市	58,217	93	438	169	700	1.20%
東海市	112,245	154	740	278	1,172	1.04%
大府市	93,143	110	650	317	1,077	1.16%
知多市	82,209	165	555	202	922	1.12%
市計	460,887	696	3,364	1,285	5,345	1.16%
阿久比町	27,951	31	179	76	286	1.02%
東浦町	49,508	63	339	132	534	1.08%
南知多町	15,183	85	167	38	290	1.91%
美浜町	21,500	76	205	51	332	1.54%
武豊町	43,231	89	340	112	541	1.25%
町計	157,373	344	1,230	409	1,983	1.26%
圏域計	618,260	1,040	4,594	1,694	7,328	1.19%

#### (4) 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

##### ア 設置根拠

愛知県知多障害保健福祉圏域会議設置要綱  
(平成20年6月30日付け20知福第363号。最終改正:平成30年4月1日)

##### イ 目的

知多障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的とする。

##### ウ 検討事項

- (ア) 地域の相談支援体制に関すること。
- (イ) 市町村自立支援協議会の運営に関すること。
- (ウ) 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること。
- (エ) 地域のネットワーク構築に関すること。
- (オ) 困難事例への対応に関すること。
- (カ) 地域における専門的支援(障害児支援、権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援など)に関すること。
- (キ) 圏域内の市町村を通ずる広域的な課題に関すること。
- (ク) その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

##### エ 組織

愛知県知多福祉相談センター長が、以下に掲げる者の中から検討事項の内容に応じ必要と認める者を招集する。

市町障害保健福祉担当職員、相談支援従事職員(相談支援専門員)、障害児等療育支援事業所職員、就業・生活支援センター職員、障害福祉サービス事業所職員、知多地域成年後見センター職員、知多圏域を担当する地域アドバイザー業務従事者、学識経験者、精神科病院従事職員、知多圏域保健所職員、知多福祉相談センター地域福祉課職員

##### オ 開催状況(令和5年度)

(ア) 令和5年度 第1回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	令和5年6月7日(水) 14:00~16:00
場 所	オンライン会議(事務局:半田市福祉文化会館)
議 題	・精神保健福祉部会について ・子ども部会について ・後見業務に関する実績について ・各市町からの報告 ・ケース検討について ・まとめ

(イ) 令和5年度 第2回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	令和6年3月6日(水) 14:00~16:10
場 所	オンライン会議(事務局:半田市福祉文化会館)
議 題	・精神保健福祉部会について ・子ども部会について ・後見業務に関する実績について ・各市町からの報告 ・ケース検討について ・まとめ

##### カ その他

知多障害保健福祉圏域会議では専門部会的な位置づけで目的を特化した精神保健福祉意見交換会を開催してきたが、平成29年度から正式に設置要領に基づいた精神保健福祉部会を立ち上げ、精神障害者の地域移行・地域定着の推進に向けた支援の検討、職員の研修等を実施している。(年2~4回程度)  
また平成30年度から子ども部会を立ち上げ、医療的ケア児の支援等について検討している。(年2回程度)

## (5) 特別障害者手当等の支給状況(所管区域：町)

### ア 目的

在宅で常時介護を必要とする重度の障害者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。  
(事業開始 昭和61年度)

### イ 支給要件等

区 分		手当月額(単位:円)		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者	28,840	A種 6,850 B種 1,050 C種 加算なし	A種 35,690 B種 29,890 C種 28,840
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の者	15,690	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 22,590 B種 16,840 C種 15,690
(経過的)福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給していない在宅の者(障害程度は障害児福祉手当と同じ)	15,690	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 22,590 B種 16,840 C種 15,690

負担率 ・国手当:3/4、県1/4

・県手当:県10/10…国の手当に対する加算

上記の国の手当受給者のうち、A種又はB種に該当する者に対して、  
県の手当を加算して支給する。

A種……身体障害1～2級かつIQ35以下の合併

B種……身体障害1～2級又はIQ35以下

C種……上記A種、B種に該当しないが国の認定基準を満たすもの

### ウ 所得制限

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	// 213,000円加算
扶養義務者					

### エ 支給時期

年4回(5月、8月、11月、2月)

【 特 別 障 害 者 手 当 等 受 給 状 況 】

令和6年3月31日現在(単位:人)

区 分		手 当 受 給 資 格 者 数					
		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
特別障害者 手 当	A種	2 (1)	10	3	5	6	26 (1)
	B種	19 (2)	32 (1)	17	13 (1)	24	105 (4)
	C種	1	1	0	0	1	3
	小計	22 (3)	43 (1)	20	18 (1)	31	134 (5)
障害児福祉 手 当	A種	2	10 (2)	1	0	6	19 (2)
	B種	6 (1)	16 (1)	3	2	11	38 (2)
	C種	0	1	0	0	0	1
	小計	8 (1)	27 (3)	4	2	17	58 (4)
経過的福祉 手 当	A種	0	0	0	0	0	0
	B種	1	0	1	2	2	6
	C種	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	2	2	6
合 計		31 (4)	70 (4)	25	22 (1)	50	198 (9)

(注) ( )内は支給停止者、別掲

(6) 在宅重度障害者手当(単県)の支給状況(所管区域 : 市町)

ア 目的

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう県単独で手当を支給し、福祉の増進を図る。(5)の国の手当の受給者を除く(事業開始 昭和45年度)

イ 事業内容

障 害 の 区 分		手 当 月 額
1種重度障害者	・1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500円
2種重度障害者	・1級又は2級の身体障害者手帳を有する者 ・知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ・3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者  (いずれも65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	6,750円

ウ 所得制限

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

- ・受給資格者の前年の所得が 3,604,000円以上であるとき
- ・配偶者等扶養義務者の前年の所得が 6,287,000円以上であるとき

エ 支給時期

年3回(4月、8月、12月)

【 在 宅 重 度 障 害 者 手 当 受 給 状 況 】

(令和6年4月15日現在)(単位:人)

区 分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
1種重度障害者	15 (2)	1 (0)	6 (1)	5 (0)	5 (1)	2 (0)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	48 (5)
2種重度障害者	996 (42)	437 (7)	865 (61)	684 (54)	655 (30)	200 (10)	454 (22)	160 (2)	174 (1)	369 (18)	4,994 (247)
合 計	1,011 (44)	438 (7)	871 (62)	689 (54)	660 (31)	202 (10)	461 (23)	160 (2)	174 (1)	376 (18)	5,042 (252)

(注) ( )内は支給停止者、内数

(7) 心身障害者扶養共済制度への加入状況(所管区域：市町)

ア 目的

障害のある方を扶養している保護者にとって最大の不安は、自己の死亡後に残された障害のある方の生活の問題である。このような保護者の不安を軽減するため、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、その保護者が死亡又は重度障害となった場合に障害のある方に年金を支給することにより生活の不安をやわらげる。

(事業開始 昭和45年度)

イ 実施主体

県

(令和6年4月1日現在)(単位:人)

区分	加入者数※	加入口数	掛金の状況					備考
			加入者全額負担	50%免除	70%免除	100%免除	その他	
半田市	37	57	24	4	1	26	2	・加入は2口まで。 2口加入にあつては、2口同時加入の場合は1口目と同額が加算され、既加入者が口数を追加する場合は追加時の年齢に応じた額が加算される。 ・年金(加入者が死亡または重度障害となった後) 1口当たり 月額2万円 ・弔問金 1口当たり 5~25万円 ・脱退一時金(加入5年以上の者の任意による脱退) 1口当たり 7.5~25万円
常滑市	22	35	10	2	3	20	0	
東海市	36	52	10	0	1	41	0	
大府市	27	38	18	0	0	20	0	
知多市	26	41	11	7	0	23	0	
阿久比町	11	18	5	0	0	13	0	
東浦町	23	34	4	4	2	20	4	
南知多町	6	10	5	1	0	4	0	
美浜町	8	12	0	1	0	11	0	
武豊町	16	29	18	4	0	7	0	
合計	212	326	105	23	7	185	6	

※1人の加入者(保護者)が複数の障害のある方に対して加入している場合は、それぞれ1人として計算

<掛金月額>

(単位:円)

加入時における年齢区分	金額
35歳未満の者	9,300
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

※一定の要件に該当する場合は掛金の減免の適用を受けることができる。

## 5 民生委員・児童委員に関すること

民生委員は、社会福祉関係法に関する協力機関であると同時に社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活に関する助言その他の援助を行っている。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っている。児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、任期は3年となっており、令和4年12月1日に一斉改選され、次回の改選は令和7年12月1日の予定である。

### (1) 配置状況(所管区域：市町)

令和6年4月1日現在

市名	定数(人)	協議会数	町名	定数(人)	協議会数
半田市	167(17)	8	阿久比町	44(3)	1
常滑市	94(8)	4	東浦町	74(7)	1
東海市	143(12)	5	南知多町	51(3)	1
大府市	148(16)	8	美浜町	45(2)	1
知多市	120(11)	5	武豊町	48(3)	1
市計	672(64)	30	町計	262(18)	5
			合計	934(82)	35

(注) ( ) 内の数字は主任児童委員数の内数を示したもの



(2) 民生委員・児童委員活動状況(令和5年度)

(単位:件)

内容別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
在宅福祉	682	1
介護保険	234	0
健康・保健医療	363	2
子育て・母子保健	256	108
子どもの地域生活	1,073	281
子どもの教育・学校生活	1,146	403
生活費	232	4
年金・保険	28	0
仕事	19	1
家族関係	223	5
住居	113	0
生活環境	650	10
日常的な支援	2,872	7
その他	3,348	32
計	11,239	854

分野別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
高齢者に関すること	5,864	4
障害者に関すること	495	0
子どもに関すること	2,934	811
その他	1,946	39
計	11,239	854

その他活動件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
調査・実態把握	10,264	86
行事・事業・会議への参加協力	15,201	1,460
地域福祉活動・自主活動	24,845	1,537
民児協運営・研修	19,148	1,623
証明事務	877	47
要保護児童の発見の通告・仲介	61	24
計	70,396	4,777

## 6 児童福祉に関すること

### (1) 子ども会の状況（所管区域：市町）

子ども達が自主的な遊びや行事を通じて地域の子どもの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものにし、もって地域社会における児童の福祉の増進を図る。

#### 【子ども会設置状況】

令和6年4月1日現在

市名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数	町名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数
※半田市	-	-	阿久比町	24	1,730人
常滑市	10	428人	※東浦町	10	466人
東海市	22	1,232人	南知多町	1	50人
大府市	75	2,000人	美浜町	7	374人
知多市	30	1,485人	武豊町	9	391人
市計	137	5,145人	町計	51	3,011人
			合計	188	8,156人

※半田市はR4年3月で半田市子ども会連絡協議会を解散したため、単位子ども会数及び会員数は不明。

※東浦町はH28年3月に愛知県子ども会連絡協議会を脱退したため、町で管理している子ども会数及び会員数を記載。

### (2) 児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況（所管区域：市町）

児童に健全な遊びの場を与えて、健康を増進し情操を豊かにするための施設として設置されている。  
(事業開始 児童館…昭和38年度、児童センター…昭和53年度、児童遊園…昭和40年度)

令和6年4月1日現在

区分	児童館		児童遊園	
	児童館	児童センター	児童遊園	交通児童遊園
半田市	—	7か所	6か所	—
常滑市	4か所	1か所	7か所	—
東海市	13か所	—	5か所	—
大府市	—	9か所	—	—
知多市	—	1か所	10か所	—
阿久比町	1か所	—	—	—
東浦町	—	7か所	—	—
南知多町	—	—	—	—
美浜町	—	—	—	—
武豊町	4か所	—	3か所	—
合計	22か所	25か所	31か所	—

### (3) 放課後児童対策事業の状況（所管区域：市町）

#### 【放課後児童クラブ設置状況】

昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、適切な遊びや生活の場を与える。

(事業開始 平成3年度)

令和6年5月1日現在

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
クラブ数	20	11	16	12	12	5	7	2	2	4	91

#### (4) 児童扶養手当の支給状況(所管区域：町)

##### ア 目的

ひとり親家庭において児童を監護している母または、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、あるいは父母により監護等されていない児童を養育する者に、手当を支給することにより、児童の福祉増進を図る。(事業開始 昭和36年度)

##### イ 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童に障害がある場合は、20歳未満)であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が重度の障害にあたる児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかではない児童
- (オ) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)
- (ケ) その他アからクに該当するか明らかでない児童

##### ウ 所得の限度額

令和6年4月1日現在

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	円 490,000	円 870,000	円 1,250,000	円 1,630,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	〃 380,000円加算
配偶者 扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

##### エ 手当額

区分	令和6年度額	
	全部支給者	一部支給停止者
児童1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円 10円単位
児童2人の場合の加算額	10,750円	10,750円～5,370円 10円単位
児童3人以上の場合の加算額	令和6年4月～10月 児童1人増すごとに 6,450円 令和6年11月～ 児童1人増すごとに 10,750円	令和6年4月～10月 6,450円～3,230円 令和6年11月～ 10,750円～5,380円 10円単位

##### オ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

【 児 童 扶 養 手 当 受 給 状 況 】

<受給資格者別>

令和6年3月31日現在 (単位:人)

		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給者数	全部支給	52	133	48	55	130	418
	一部支給停止	62	106	28	41	130	367
	小計(A)	114	239	76	96	260	785
	支給対象児童数						1,219
全部支給停止(B)		28	37	9	11	49	134
合計(A+B)		142	276	85	107	309	919

<支給要件別>

令和6年3月31日現在(単位:人、%)

生別		死別	未婚	障害者	遺棄	その他	合計
離婚	その他						
661 (84.2)	0 (0.0)	1 (0.1)	87 (11.1)	7 (0.9)	1 (0.1)	28 (3.6)	785

(注) ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

(注) 全部支給停止者を除く。

<受給者数の推移>

(単位:人)

区分	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末
全国	962,522	929,449	854,832	818,978	790,483
愛知県	47,316	45,537	42,096	40,652	39,357
知多福祉相談センター	795	818	841	800	785

(出典) 全国及び愛知県数値は厚生労働省「福祉行政報告例」

※ 愛知県は、名古屋市、中核市を含んだ県内全市町村の合算値

(注) 全部支給停止者を除く。

## (5) 特別児童扶養手当の支給状況(所管区域 : 市町)

### ア 目的

家庭において介護されている身体または精神に障害のある児童(20歳未満)を監護又は養育する者に手当を支給することにより障害児の福祉の増進を図る。(事業開始 昭和39年度)

### イ 支給要件

- (ア) 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の児童(1級該当児)  
〔療育(愛護)手帳A(1・2度)程度、身体障害者手帳1・2級程度〕
- (イ) 身体または精神に中度の障害がある20歳未満の児童(2級該当児)  
〔療育(愛護)手帳B(3度)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度〕

### ウ 所得の限度額

令和6年4月1日現在

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	円 4,596,000	円 4,976,000	円 5,356,000	円 5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	” 213,000円加算

※平成14年8月改正時から変更なし。

### エ 手 当 額

1級該当者	1人月額	55,350円
2級該当者	1人月額	36,860円

### オ 支給時期

年3回(4月、8月、11月)

【 特別児童扶養手当受給状況 】

令和6年3月31日現在(単位:人)

区 分	受給者数	級別	支給対象児童数				支 給 停止者数
			身体障害	精神障害	重複障害	計	
半 田 市	240	1級	25	99	1	125 (48.8)	36
		2級	17	114	0	131 (51.2)	
		計	42	213	1	256 (100.0)	
常 滑 市	109	1級	5	50	0	55 (48.7)	18
		2級	2	56	0	58 (51.3)	
		計	7	106	0	113 (100.0)	
東 海 市	217	1級	16	81	1	98 (43.6)	57
		2級	14	113	0	127 (56.4)	
		計	30	194	1	225 (100.0)	
大 府 市	164	1級	13	63	0	76 (43.7)	49
		2級	13	85	0	98 (56.3)	
		計	26	148	0	174 (100.0)	
知 多 市	129	1級	10	59	2	71 (51.4)	28
		2級	16	51	0	67 (48.6)	
		計	26	110	2	138 (100.0)	
阿久比町	47	1級	6	19	0	25 (52.1)	9
		2級	2	21	0	23 (47.9)	
		計	8	40	0	48 (100.0)	
東 浦 町	91	1級	7	42	4	53 (159.0)	16
		2級	11	32	0	43 (259.0)	
		計	18	74	4	96 (418.0)	
南知多町	24	1級	4	8	0	12 (44.4)	1
		2級	1	14	0	15 (55.6)	
		計	5	22	0	27 (100.0)	
美 浜 町	38	1級	2	6	1	9 (20.9)	2
		2級	3	31	0	34 (79.1)	
		計	5	37	1	43 (100.0)	
武 豊 町	76	1級	3	33	0	36 (43.9)	13
		2級	7	39	0	46 (56.1)	
		計	10	72	0	82 (100.0)	
計	1,135	1級	91	460	9	560 (46.6)	229
		2級	86	556	0	642 (53.4)	
		計	177 (14.7)	1,016 (84.5)	9 (0.7)	1,202 (100.0)	

(注) 1 ( )内は構成比小数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

※出典:福祉行政報告例 第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況(令和6年3月分報告)

## (6) 遺児手当の支給状況(所管区域 : 市町)

### ア 目的

両親又は父母のいずれかが死亡、重度の障害等の状態にある家庭の18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日以前)の児童を養育している者に県単独で手当を支給し、これら児童の健全な育成と福祉の増進を図る。(事業開始 昭和45年度。なお、平成25年4月1日から公的年金受給者は支給対象外となった。)

### イ 支給要件

県内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が重度の障害にある児童
- (エ) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (キ) 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)

### ウ 所得の限度額

令和6年5月1日現在

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 1,920,000	円 2,300,000	円 2,680,000	円 3,060,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

### エ 手当の支給期間及び支給額

支給開始から5年間

遺児1人あたり月額	支給開始～3年目まで	4,350円
	4年目～5年目	2,175円
	6年目～	支給対象外

### オ 支給時期

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

【愛知県遺児手当受給状況】

〈受給者区分別〉

令和6年3月31日現在(単位:人)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給資格者数	349	139	324	214	207	63	136	27	51	148	1,658
遺児数	584	222	525	342	326	102	205	48	92	233	2,679

(注) 支給停止者を含む。

〈支給要件別〉

令和6年3月31日現在(単位:人、%)

区分	離婚	死亡(事故)	死亡(他)	障害	行方不明	遺棄	拘禁	未婚	その他	重複	合計
受給資格者数	1,461 (88.1)	0 (0.0)	9 (0.5)	6 (0.4)	0 (0.0)	4 (0.2)	2 (0.1)	153 (9.2)	4 (0.2)	19 (1.1)	1,658
遺児数	2,405 (89.8)	0 (0.0)	18 (0.7)	12 (0.4)	0 (0.0)	7 (0.3)	6 (0.2)	170 (6.3)	5 (0.2)	56 (2.1)	2,679

- (注) 1 ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。  
 2 支給停止者を含む。  
 3 「死亡(事故)」は交通事故、それ以外はすべて「死亡(他)」。

〈受給資格者別〉 (単位:人、%)

令和6年3月31日現在

母	父	養育者	計
1,569 (94.6)	82 (4.9)	7 (0.4)	1,658

〈受給資格者数の推移〉

(単位:人)

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末
支給者数	1,661	1,667	1,626	1,552	1,492
支給停止者数	159	159	175	170	166
計	1,820	1,826	1,801	1,722	1,658

- (注) 1 ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。  
 2 支給停止者を含む。



## 7 母子家庭等の福祉に関すること

### (1) 母子家庭等の自立支援事業

母子及び寡婦福祉法(昭和36年法律第129号)に基づき、経済的に不安定な立場にある母子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、経済的支援を中心とした福祉推進を図ってきたが、法改正に伴い、平成15年度から母子相談員に替えて、母子自立支援員を設置し、総合的な母子家庭等の福祉の推進に寄与している。

さらに、次世代育成支援対策の推進・強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置が講じられ、平成26年4月から法改正により法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、同10月から父子家庭も支援対象とし、支援員の名称も「母子・父子自立支援員」となった。

#### [母子家庭等に対する相談支援体制]

母子・父子自立支援員：母子家庭等の就労、生活、子育て及び自立に必要な事項について、相談・指導を行い母子家庭等の自立の促進を図る。

配置人員 1人(所管地域 町)

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況(所管区域：市町)

母子家庭・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付けを行っている。(事業開始 母子 昭和28年度、寡婦 昭和44年度、父子 平成26年度)

令和5年度

市町名	修学資金		住宅資金		技能習得資金		転宅資金		就学支度資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円		円		円
半田市	1	3,150,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,150,000
常滑市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南知多町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	3,150,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,150,000

### (3) 母子生活支援施設への入所措置(所管区域：町)

令和6年3月末現在、1世帯(2人)を措置している。

#### (4) 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)に対し、就職に役立つ技能や資力の取得のための講座の受講及び各種学校の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、母子家庭の母等の就業の促進を図る。(事業開始 平成16年1月)

##### ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等が、事前に指定を受けた講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座及び支給額

①雇用保険における、一般教育訓練給付の指定講座及び特定一般教育訓練給付の指定講座・・・入学金、受講料の60%(上限20万円)

②雇用保険における、専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目指す講座に限る)・・・入学金、受講料の60%(上限、修学年数×40万円、最大160万円)

※雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を受給できる方は、上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額を支給

※支給額が1万2千円を超えない場合は支給なし

(イ) 支給状況

区 分	支給人員(人)	支給金額(円)
令和5年度	1	49,170

##### イ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上(※)養成機関で修業した場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。※6月以上に拡充【令和5年度末まで】

また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。

(ア) 対象資格(※) : 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格(デジタル分野の資格や講座(Webクリエイター、CAD、LPIC等)や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など)の取得の場合も新たに給付の対象として拡充【令和5年度末まで】

(イ) 支給期間 : 修業期間の全期間(上限48月)

※対象資格によっては、4年制の養成機関へ修学する場合でも、4年間の支給が認められない場合がある。

(ウ) 支給額 (単位:円)

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金
	給付月額	修学期間の最後の12か月	
市町村民税非課税	100,000	140,000	50,000
市町村民税課税	70,500	110,500	25,000

(エ) 支給状況

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金	
	支給人員(人)	支給金額(円)	支給人員(人)	支給金額(円)
令和5年度	8	7,304,000	3	125,000

## 8 知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること(所管区域：町)

### (1) 設置の趣旨

家庭における児童養育上の諸問題について専門的相談指導を行い、家庭児童福祉の向上を図る

(家庭児童相談室設置要綱)

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 家庭の児童養育についての相談に関すること
- ・ 要保護家庭の訪問指導に関すること
- ・ 家庭児童問題の実態調査に関すること

### (3) 職 員

室長（次長兼務）、室長補佐（課長補佐兼務）、家庭相談員2名

### (4) 家庭児童相談の現況

ア 受付経路別件数

令和5年度

発見	児童委員からの通告	条第1項第3号によるもの	児童相談所から通告（法第26条の2第2項によるもの）	児童相談所から委嘱（法第18条の2第2項によるもの）	保健所から通告	警察関係から通告	告（指定都市を含む）	その他都道府県関係から通告	市町村から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他通告等	合計
0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	2	1	43	52

イ 内容別相談件数

令和5年度

性格・生活習慣	知能・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	合計
		人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
0	0	0	0	0	18	17	11	0	2	4	52

## 9 女性相談支援センター知多駐在室に関すること(所管区域：市町)

### (1) 女性支援事業

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に立った切れ目のない包括的な支援を行っている。

### (2) 職員

室長(センター長兼務)、室長補佐2名(次長、課長補佐兼務)、女性相談支援員2名

### (3) 女性相談の現況

#### ア 受付経路別相談件数

令和5年度

本人自身	警察関係	他の女性相談所	その他の関係機関	福祉事務所	縁故者・知人	その他	合計
43件	0件	0件	2件	3件	0件	0件	48件

#### イ 処理状況

令和5年度

女性保護施設入所	福祉事務所へ移送	女性相談センターへ移送	その他の関係機関へ移送	助言指導	家庭へ送還	その他	合計
0件	0件	0件	0件	48件	0件	0件	48件

#### ウ 年齢別状況

令和5年度

年齢	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
件数	0	0	9	11	17	9	2	0	48
延件数	0	0	10	24	24	11	3	0	72

#### エ 性別状況

令和5年度

性別	女	男	その他	計
件数	48	0	0	48
延件数	72	0	0	72

オ 相談主訴別状況

令和5年度

区分	人間関係																		
	夫等				子ども			親族				交際相手				家庭不和	暴力 その他の 者の力	男女 問題	その他
	暴夫 等の 力	乱物 中毒 ・	離婚 問題	その他	暴力 の	養育 不能	その他	親の 暴力	族の 暴力	その他 親	その他	同居 の 交際 相手 の 暴力	交際 相手 の 暴力	交際 相手 の 暴力	その他				
件数	34	0	4	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
延件数	54	0	5	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区分	住居 問題	帰住 なし	経済関係				医療関係				不純 異性 交遊	売 春 強 要	ヒモ ・ 暴力 団 関係	5 条 関 係	人 身 取 引	ス ト ー カ ー	そ の 他	合 計
			生活 貧困	借 ラ 金 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他								
件数	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	48
延件数	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	72

\* 電話相談件数 69件

## 10 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

### (1) 開催根拠

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領

(平成14年4月1日付け14医福第57号健康福祉部長通知。最終改正:令和4年4月1日)

### (2) 目的

保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的とする。

### (3) 所掌事務

ア 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。

イ 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること(病床整備計画に関するものを除く)。

ウ あいち福祉保健医療ビジョンの推進に関すること。

エ その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

### (4) 会議

会議は基幹的保健所等の長(半田保健所長)が、次に掲げる者の中から議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。

市町村の代表、地域保健法に基づき市に設置された保健所の代表、地区医師会の代表、地区歯科医師会の代表、地区薬剤師会の代表、病院協会代表、地区社会福祉協議会の代表、民生児童委員代表、社会福祉施設代表、学校保健関係者代表、職域保健関係者代表、食品衛生協会の代表、女性団体代表、警察関係代表、食生活改善協議会の代表、学識経験者、NPO・ボランティア団体代表、その他基幹的保健所等の長が適当と認める者。

### (5) 事務局

会議の事務局は、以下に掲げる機関から成るものとし、基幹的保健所等の長(半田保健所長)を事務局長とする。

半田保健所、知多保健所、知多福祉相談センター

### (6) 開催状況(令和5年度)

#### 第1回

日時	令和5年8月3日(木) 午後2時から午後2時45分まで
場所	半田保健所 4階 大会議室
報告事項	・第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定について ・愛知県地域保健医療計画に記載されている医療期間名の更新について ・愛知県保健医療計画の素案について
議事事項	・愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について ・外来医療計画の改定について

#### 第2回

日時	令和6年2月1日(木) 午後2時から午後2時30分まで
場所	半田市医師会健康管理センター
報告事項	・愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について ・愛知県医師確保計画について
議事事項	・愛知県地域保健医療計画圏域項目の原案について

11 知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況

	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			特定施設		
	施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	介護専用型		混合型		
					施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	
半田市	瑞光の里 第二瑞光の里 瑞光の里 緑ヶ丘	130 90 100	LA・LA・LA ゆうゆうの里 ゆうハウス 結生	100 100 15 100	ごんの里	30	エスカア半田 ウェルハートはんだ エイジピア知多	72 24 30	定員×0.7 (50) (16) (21)
常滑市	むらさき野苑 しろやま	88 80	さざんかの丘	100	サンハートライフ	30	セントレアライフ常滑 海樞の郷 たぎたやわらざ邸	30 40 38	(21) (28) (26)
東海市	東海の里 東海福寿園 東海清涼苑 レモンノ樹東海 セレナ東海	100 80 100 110 120	東海 サザン東海	100 150			ゆうえん東海 ペテイさんの家 太田川	55 60	(38) (42)
大府市	愛厚ホーム大府苑 デイパーク大府 大府の郷 オナーネスト尚武	150 80 100 100	ルミナス大府 キュア北崎	100 100			長寿の郷 さふらん大府 フラワースターチ大府	60 50 90	(42) (35) (63)
知多市	ふれあいの里 知多 知多共愛の里	100 90 100	知多苑 キューオーエール	146 100			フレリーチェ フレリーチェ知多	54 60	(37) (42)
阿久比町	阿久比一期一会荘	80	メデイコ阿久比	214			エスカア阿久比 ミッドランド知多	45 33	(31) (23)
東浦町	東和荘 ズドンク東浦	80 120	相生	100			ペテイさんの家 東和荘特定施設入居者生活介護事業所 敬愛苑 東浦 敬愛苑 藤江	70 40 35 32	(49) (28) (24) (22)
南知多町	あい寿の丘 大地の丘	60 100							
美浜町	ピラ・オレンジ	140	サンバーデン	122					
武豊町	武豊福寿園 くすのきの里	80 120	榊原	100	武豊の郷	30	ひだまりの郷たけとよ	30	(21)
計		2,498		1,647		90		948	(659)

注1 知多半島圏域保健医療福祉推進会議において整備計画が承認されたものを掲載しているため、未開設のものが含まれること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第1項)  
 注2 混合型特定施設の定員数にあっては、各施設の定員数に0.7を乗じ端数を切り捨てたものを括弧書きとしていること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第2項)

## 12 知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績

令和5年度実績  
(単位:時間分/年)

	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	計
総利用時間数	72,833	6,326	70,711	28,710	26,674	15,421	16,491	4,672	17,298	11,482	270,618
居宅介護	43,719	6,262	49,329	18,488	16,475	4,775	15,492	4,239	6,690	10,554	176,023
重度訪問介護	27,207	0	19,131	8,034	5,362	10,218	0	0	10,317	0	80,269
同行援護	893	34	689	552	740	62	760	0	0	0	3,730
行動援護	1,014	30	1,562	1,636	4,097	366	239	433	291	928	10,596
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### <日中活動サービス>

(単位:人日分/年、就労定着支援、療養介護については 人分/年)

生活介護	62,698	21,668	42,282	36,247	38,390	12,573	23,674	10,052	13,420	21,309	282,313
自立訓練(機能訓練)	0	0	257	487	12	0	107	0	0	114	977
自立訓練(生活訓練)	655	115	133	1,648	362	27	42	0	127	3	3,112
就労移行支援	8,310	1,585	6,763	2,771	4,073	1,968	4,762	755	959	1,282	33,228
就労継続支援(A型)	11,671	2,935	12,239	11,699	7,187	1,491	4,534	1,062	378	4,197	57,393
就労継続支援(B型)	71,526	31,031	53,366	30,295	24,776	11,504	25,404	6,555	8,487	24,568	287,512
就労定着支援	30	84	27	22	185	33	0	2	2	5	390
福祉型短期入所	2,476	1,807	3,360	694	2,671	450	938	301	503	1,185	14,385
医療型短期入所	155	47	612	365	341	0	2	0	127	84	1,733
療養介護	11	81	9	5	2	36	4	2	3	0	153

### <居住サービス>

(単位:人分/年)

自立生活援助	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
グループホーム	182	979	183	106	1,068	391	17,406	37	30	51	20,433
施設入所支援	50	215	43	24	412	168	26	12	12	17	979

### <相談支援>

(単位:人分/年)

計画相談支援	951	919	379	445	739	410	334	104	146	286	4,713
地域移行支援	14	0	0	1	0	4	0	0	1	2	22
地域定着支援	44	79	0	1	0	2	11	0	0	0	137

### <障害児通所サービス>

(単位:人日分/年)

児童発達支援	13,240	13,467	19,257	15,736	14,476	3,321	9,181	3	2,834	5,672	97,187
医療型児童発達支援	0	0	11	198	0	0	64	0	0	0	273
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	38,736	19,563	56,418	51,411	28,769	9,786	12,725	1,922	3,330	13,449	236,109
保育所等訪問支援	161	29	199	361	680	17	12	0	7	112	1,578

### <障害児相談支援>

(単位:人分/年)

障害児相談支援	489	772	823	750	425	271	196	17	38	189	3,970
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-------



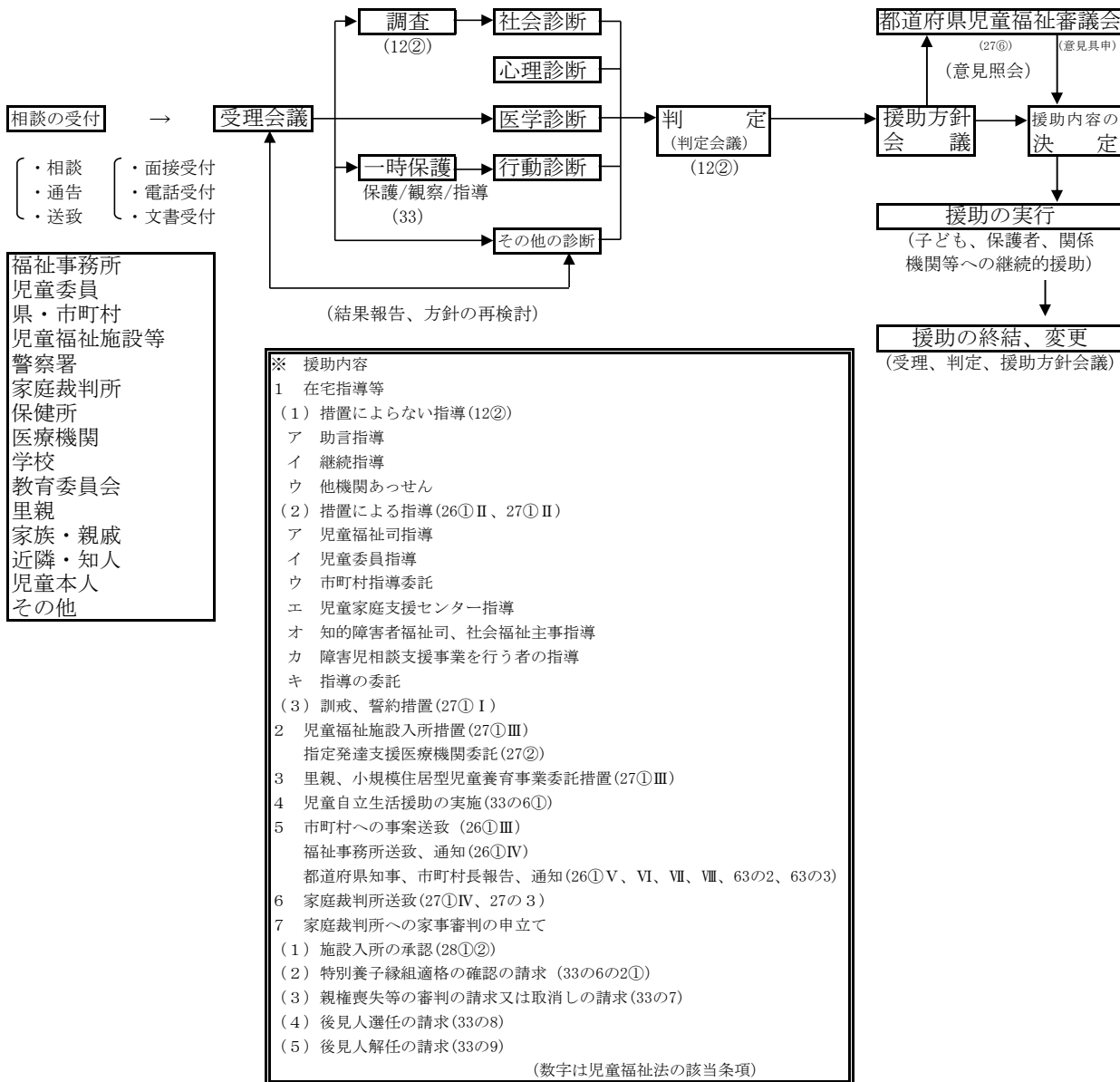
### 第3 児童育成課

#### 1 児童相談センターの業務

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関であり、業務は次のとおりである。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供などを行う。
- (2) 児童に関する家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行う。
- (4) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図る。
- (5) 児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行う。
- (6) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失等の請求を行うことができる。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行う。
- (7) 里親に関する普及啓発、里親に対する相談援助、養子縁組に関する相談援助等を行う。

#### 2 業務系統図



### 3 相談の状況

#### (1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、該当の種別として取り扱う
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談 受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談 非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別・地区別受付件数の推移

(単位:件)

区 分		令和5年度												大 分 類
		半 田 市	常 滑 市	東 海 市	大 府 市	知 多 市	阿 久 比 町	東 浦 町	南 知 多 町	美 浜 町	武 豊 町	管 轄 外	計	
養 護	虐 待	142	65	171	87	137	34	42	9	15	59	17	778	1,280
	その他	117	54	72	38	73	16	36	3	7	34	52	502	
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢 体 不 自 由		0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4	障 害 相 談 1,000
視 聴 覚 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言 語 発 達 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重 症 心 身		3	4	7	5	3	0	4	0	0	2	0	28	
知 的 障 害		205	90	157	123	87	36	105	15	27	63	2	910	
発 達 障 害 相 談		14	1	16	7	5	6	5	1	1	2	0	58	
ぐ 犯		2	2	2	2	3	0	1	0	0	3	0	15	非 行 相 談 47
触 法 行 為 等		2	8	6	1	6	2	2	0	0	4	1	32	
性 格 行 動		4	5	5	7	4	3	1	1	1	2	1	34	育 成 相 談 127
不 登 校		1	0	1	0	2	0	2	1	0	0	0	7	
適 性		11	4	10	7	3	4	0	1	4	6	0	50	
し つ け		8	1	7	2	3	1	3	0	2	9	0	36	
そ の 他		3	0	0	2	3	0	3	0	0	0	3	14	14
合 計		512	234	457	282	329	102	204	31	57	184	76	2,468	

(3) 相談種別・処理別の状況

令和5年度(単位:件)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員の指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・制約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	合計	未対応(年度未現在)
	助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所							
養護	虐待	636	45	0	4	0	65	0	0	11	0	0	5		0	1	767	52
	その他	381	28	42	0	0	8	0	0	14	0	0	1		0	16	490	25
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
肢体不自由		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2	0	4	0
視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
重症心身		27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	0	30	0
知的障害		903	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	904	12
発達障害		59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	59	0
ぐ犯		10	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	1
触法行為等		0	0	0	14	0	0	0	8	1	0	0	0	3	0	3	29	6
性格行動		28	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0		0	0	34	2
不登校		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	7	0
適性		49	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	50	0
しつけ		37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	37	1
その他		10	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	14	0
合計		2,149	78	49	19	0	73	0	8	29	0	0	6	3	5	20	2,439	99

(4) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施

令和5年度(単位:件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・監察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	2,358	118	0	2	933	117	34	1	98	0	0	634	462	7
(再掲)児童虐待	1,291	0	0	2	41	2	21	1	52	0	0	302	221	5
(再掲)非行	120	0	0	0	6	1	4	0	18	0	0	36	15	0
保護者	8,817	0	0	0	0	0	0	0	892	0	0	34	506	2
(再掲)児童虐待	5,066	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	22	244	1
(再掲)非行	275	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	30	0
その他	20,586	1	0	1	0	0	0	0	132	1	0	283	664	2
(再掲)児童虐待	11,836	0	0	1	0	0	0	0	25	1	0	149	343	2
(再掲)非行	558	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0
計	31,761	119	0	3	933	117	34	1	1,122	1	0	951	1,632	11
(再掲)児童虐待	18,193	0	0	3	41	2	21	1	95	1	0	473	808	8
(再掲)非行	953	0	0	0	6	1	4	0	18	0	0	38	70	0

(5) - 1 養護相談

ア 原因別の状況 (令和4年度実績)

(単位：件)

原因		件数	
養護相談 その他の相談	家出	10	
	死亡	2	
	離婚	1	
	傷病(入院含む)	24	
	家庭環境	虐待	767
		その他	401
	その他	52	
合計		1,257	

イ 養護相談の延対応件数等

(単位：件)

	虐待相談			虐待以外の相談		
	件数	延件数	平均対応件数	件数	延件数	平均対応件数
令和4年度	678	17,216	25.4	423	13,001	30.7
令和5年度	767	19,678	25.7	490	17,068	34.8

(5) - 2 虐待相談

ア 相談経路別対応件数

(単位：件)

区分	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	認定こども園	警察等	家庭裁判所	医療機関	学校等
令和4年度	24	45	15	0	425	0	16	18
令和5年度	33	39	10	3	468	0	32	15

里親	本人	家族	親戚	近隣・知人	その他	合計
2	14	29	15	77	3	683
1	15	61	15	69	6	767

## イ 虐待相談の主な虐待者（令和5年度実績）

（単位：件）

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
相談件数	363	46	335	6	17	767

## ウ 被虐待児の年齢と虐待内容（令和5年度実績）

（単位：件）

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	
令和5年度	0～3歳未満	10	0	115	25	150
	3～就学前	31	0	98	28	157
	小学生	51	0	171	36	258
	中学生	34	2	65	14	115
	高校生・その他	27	1	46	13	87
	合計	153	3	495	116	767

## エ 対応状況

（単位：件）

区分	助言指導	継続指導	他機関斡旋	福祉司指導	施設入所	里親委託	その他	合計
令和4年度	528	50	4	5	28	4	64	683
令和5年度	636	45	0	4	11	5	66	767

## オ 市町村別受付状況

（単位：件）

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町
令和4年度	141	61	161	72	79	30	57	3
令和5年度	142	65	171	87	137	34	42	9

美浜町	武豊町	その他	合計
6	64	4	678
15	59	17	778

## カ 児童福祉施設等への措置状況

(単位：人)

区分	乳 児 院 ※ 1	児 童 養 護 施 設 ※ 2	知 的 障 害 児 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設※ 3	肢 体 不 自 由 児 施 設	盲 児 ろ う あ 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設※ 4	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム※ 5	里 親	指 定 療 養 機 関 支 援	合 計
令和4年度末措置人員	11	96	12	4	3	3	3	1	11	22	4	170
令和5年度末措置人員	11	84	12	7	3	3	3	2	6	20	1	152

※1 乳児院 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する

※2 児童養護施設 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する

※3 児童心理治療施設  
心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う  
また併せて、そのこどもの家族への支援を行う

※4 児童自立支援施設  
「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押し付けではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を行う

※5 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）  
里親等の養育者の住居において、複数の委託児童が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援する

## キ 里親

### (ア) 里親制度

親の病気や離婚、虐待等様々な事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを家庭的な雰囲気の中で養育する制度であり、児童・障害者相談センターでは、そのような里親を開拓し、養育を委託している。平成29年4月からは養子縁組を前提とした里親と養育里親の両方の要件として一定の研修を修めるよう児童福祉法が改正された。

本県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流促進（里親サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業や里親会の育成を図り、里親委託可能な児童については、積極的に委託を推進するよう取り組んでいる。

### (イ) 里親の種類

- a 養育里親 … 家庭に戻れるまで、または18歳（場合によっては20歳）まで養育
- b 専門里親 … 虐待等により心に傷を受けた子どもや障害のある子ども等を専門的な知識等を用いて養育
- c 養子縁組里親 … 将来、養子縁組を前提とした子どもの養育
- d 親族里親 … 子どもの三親等内の親族が養育

### (ウ) 里親登録及び委託状況

	里親登録数 (A)	受託里親数 (B)	受託児童数	委託率(B/A)
令和4年度	83	15	22	18.1
令和5年度	85	17	20	20.0



(6) 非行相談

ア ぐ犯の内容別件数 (令和5年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	不純異性交遊	家出・外泊	校則違反・授業妨害・校内暴力	窃盗・万引き	就労しない	喫煙・飲酒	怠学	不良交友
男	0	3	0	2	0	0	1	1
女	4	8	0	2	0	2	1	4
計	4	11	0	4	0	2	2	5

家庭内暴力	強制わいせつ・強制性交	金銭持ち出し	暴行・傷害	その他	計
0	0	1	1	1	10
0	0	0	1	0	22
0	0	1	2	1	32

イ 触法の内容別件数 (令和5年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	窃盗				暴行・傷害	器物損壊	強制わいせつ・強制性交	詐欺	放火	その他	計
	万引き	自転車バイク窃盗	車上荒らし等	その他							
男	1	1	0	0	2	0	1	1	0	13	19
女	8	3	0	2	2	0	0	0	0	13	28
計	9	4	0	2	4	0	1	1	0	26	47

(7) 障害相談

ア 内容別件数 (令和5年度実績)

(単位: 件)

知的障害	特別児童扶養手当	施設入所	就園・就学・就職	一般療育	利用契約	その他	計
861	118	0	4	12	4	1	1,000

イ 療育手帳台帳管理件数 (令和5年度実績)

(単位: 件)

A判定	B判定	C判定	計
552	340	962	1,854

令和6年度 知多福祉相談センターのあらまし  
令和6年10月発行

発行所 愛知県知多福祉相談センター

〒475-0902 半田市宮路町1-1

地域福祉課

電話 0569-31-0121

ファックス 0569-31-0131

児童育成課

電話 0569-22-3939

ファックス 0569-22-3949

電子メール(地域福祉課・児童育成課共通)

chita-fukushi@pref.aichi.lg.jp